

藤美苑・特別養護老人ホーム利用のめやす（月額）

（令和6年9月より）

利用者負担段階		要介護	2・4人部屋	個室（従来型）	
第1段階	生活保護を受けている方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	要介護3	39,360	50,702	
		要介護4	41,861	53,261	
		要介護5	44,381	55,781	
第2段階	1.世帯全員が市町村民税非課税 2.預貯金等が(単身650万、夫婦1,650万)以下	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	要介護3	54,904	56,404
			要介護4	57,461	58,961
			要介護5	59,981	61,481
第3段階①	1.世帯全員が市町村民税非課税 2.預貯金等が(単身650万、夫婦1,550万)以下	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下	要介護3	62,704	76,204
			要介護4	65,261	78,761
			要介護5	67,781	81,281
第3段階②	1.世帯全員が市町村民税非課税 2.預貯金等が(単身500万、夫婦1,500万)以下	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円超	要介護3	84,004	97,504
			要介護4	86,561	100,061
			要介護5	89,081	102,581
第4段階	上記以外の方	介護保険が1割負担の方	要介護3	101,104	110,584
			要介護4	103,661	113,141
			要介護5	106,181	115,601
		介護保険が2割負担の方	要介護3	131,407	140,887
			要介護4	136,521	146,001
			要介護5	141,562	151,042
		介護保険が3割負担の方	要介護3	161,711	171,191
			要介護4	169,381	178,861
			要介護5	176,943	186,423

【上記費用について】＜1ヶ月の費用（30日分として）計算＞

*ご本人の介護度、ご利用の居室（部屋）及びご本人の所得や世帯の課税状況により、ご利用料金の負担段階が異なります。

負担限度額認定（第1段階から第3段階）については、お住まいの市区町村役場へお問い合わせ下さい。

介護保険の負担割合につきましては、お手持ちの介護保険負担割合証にてご確認下さい。

*上記には、介護保険の1割又は2割負担・3割負担、食費、居室料及び精神科医療養指導加算看護体制加算Ⅰ、看護体制加算Ⅱ、日常生活継続支援加算、夜勤職員配置加算Ⅲ、個別機能訓練加算Ⅰ、個別機能訓練加算Ⅱ、栄養マネジメント強化加算、協力医療機関連携加算、科学的介護推進体制加算、介護職員等処遇改善加算が含まれます。

【その他の費用について】

- *入所後 30 日迄の初期加算、及び該当されれば経口維持加算Ⅱを算定します。
- *条件に該当されれば、説明と同意の上で排せつ支援加算を算定します。
- *入所初日のみ安全対策体制加算を算定します。
- *外泊または入院の翌日から 6 日間（月をまたいで連続した場合は 1 2 日間）は入院・外泊加算を算定します。
- *外泊または入院時においても、居住費は請求させていただきます。
- *毎月 金銭管理サービス費（1,000 円）が自己負担としてかかります。
- *利用者のご状態とご希望・同意により別途「看取り加算」を算定します。
- *医療機関に入院して退所となった場合、退院時情報提供加算を算定する場合があります。